

室蘭工業大学建築工学科同窓会 創の会東京支部 会則

(総 則)

第1条 本会は、室蘭工業大学建築工学科同窓会（創の会）東京支部と称する。

第2条 本会は、室蘭工業大学建築工学科同窓会（創の会）の会員で、東京都内およびその近郊に在住する者を会員とする。

第3条 本会の事務所は、支部会長内に置く。

第4条 本会は、会員相互の親睦をはかり、知識を交換し、本部との連絡を密にして、学術並びに技術の向上をはかるのを目的とする。

第5条 本会は、下記の事業を行う。

1. 本会は、隔年1回支部総会を開く。
2. その他、本会の目的達成の必要と認められる事業を行う。

(役 員)

第6条 本会は、次の役員を置く。

- 支部長 1名（本部副会長）
- 副支部長 2名
- 会 計 1名
- 監 査 1名（前支部長）

第7条 役員は、各期の持ち回りとし、総会において選出する。なお、役員の持ち回り順は別途定める。

第8条 本会に顧問を置く。

- 2 顧問は支部長経験者をもってあてる。

第9条 本会の役員、顧問の任務は次の通りとする。

1. 支部長は会務を統括し本会を代表する。
2. 副支部長は支部長を補佐し、支部長に事故のある時は代行する。
3. 会計は経費全般の出納を司り収支決算を総会に報告する。
4. 監査は本会の会計を監査する。
5. 顧問は役員会の要請により、会務についてアドバイスする。

第10条 役員の任期は2年（選出された支部総会から次回の支部総会まで）とする。

(会 議)

第11条 本会の会議を支部総会、役員会とする。

第12条 定例支部総会は隔年1回とする。但し、役員会にて必要を認めたとき、臨時支部総会を開くことができる。

第13条 支部総会は次の事を決議する。

1. 事業計画
2. 収支決算および予算の承認
3. 会則の変更
4. 役員を選出
5. その他目的達成に必要な事項

第14条 支部総会の議決は、出席会員の3分の2以上をもって決する。

第15条 役員会は、支部長、副支部長、会計、監査の役員をもって構成し、本会運営の中心となる。

(会 計)

第16条 本会の運営は次の収入をもって当てる。

1. 事業収入
2. 寄付金
3. その他の収入

第17条 支部総会の承認により臨時会費を徴収できる。

付 則

- 本会則は昭和61年11月28日より施行する。
- 本会則は平成6年10月7日から施行する。
- 本会則は平成18年9月8日から施行する。

室蘭工業大学建築工学科同窓会 創の会 東京支部 内規

1. 支部役員の各期持ち回りについて

創の会の会計年度と支部役員の卒業期については、原則として下記のとおりとする。

平成 19, 20 年度 3, 4 期および 13, 14 期

平成 21, 22 年度 5, 6 期および 15, 16 期

平成 23, 24 年度 7, 8 期および 17, 18 期

以後、順次送ってゆく。